

高額医療・高額介護合算制度の計算例

【計算例】

世帯主(72歳) 所得区分:一般 国保医療費の 年間自己負担額: 400,000円① 介護サービス費の 年間自己負担額: 50,000円②	妻(70歳) 所得区分:一般 国保医療費の 年間自己負担額: 100,000円③ 介護サービス費の 年間自己負担額: 300,000円④	子(50歳) 所得区分:一般 国保医療費の 年間自己負担額: 100,000円⑤ 介護サービス費の 年間自己負担額: 0円⑥
--	---	---

70歳以上の人について、国保と介護保険の自己負担額を合算して支給額を計算します。

世帯主:国保 400,000円	世帯主:介護 50,000円	妻:国保 100,000円	妻:介護 300,000円
--------------------	-------------------	------------------	------------------

70歳以上の自己負担限度額 620,000円	70歳以上の支給額 230,000円 I
---------------------------	-------------------------

70歳未満の人の国保と介護保険の自己負担額を加えて、世帯全体の支給額を計算します。

70歳以上の自己負担額 620,000円	子:国保 100,000円	子:介護 0円
-------------------------	------------------	------------

世帯全体の自己負担額 670,000円	世帯全体の支給額 50,000円 II
------------------------	------------------------

この世帯全体の最終的な高額介護合算療養費は、
 $I + II = 230,000円 + 50,000円 = 280,000円$ となります。

上記のうち国保からの支給額は、
 世帯全体の最終的な高額介護合算療養費 × (国保の自己負担額合計 / 国保と介護の自己負担額合計) で、
 $280,000円 × (①+③+⑤) / (①+②+③+④+⑤+⑥) = 176,842円$ となります。

上記のうち介護からの支給額は、
 世帯全体の最終的な高額介護合算療養費 × (介護の自己負担額合計 / 国保と介護の自己負担額合計) で、
 $280,000円 × (②+④+⑥) / (①+②+③+④+⑤+⑥) = 103,158円$ となります。

上記のうち世帯主への支給額は、
 国保からの支給額 176,842円 と、
 介護からの支給額 $103,158円 × (② / (②+④+⑥)) = 14,737円$ になります。

上記のうち妻への支給額は、
 介護からの支給額 $103,158円 × (④ / (②+④+⑥)) = 88,422円$ になります。

上記のうち子への支給額は、
 介護からの支給額 $103,158円 × (⑥ / (②+④+⑥)) = 0円$ になります。